

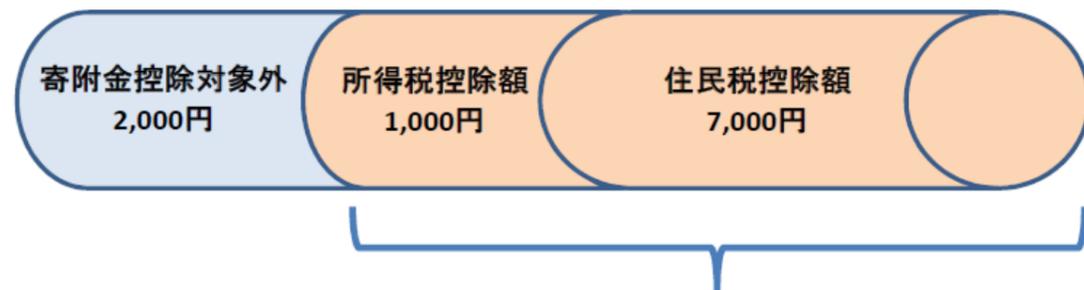
ふるさと納税が平成27年度から変わりました！

住民税の特例控除額(所得割額1割⇒2割)の上限引き上げ  
平成27年1月1日より適用開始

ふるさと納税ワンストップ特例制度  
平成27年4月1日より適用開始

ふるさと納税の制度(原則)

《例題》所得税率10%の方が寄附金1万円(一定の上限内)をした場合は…

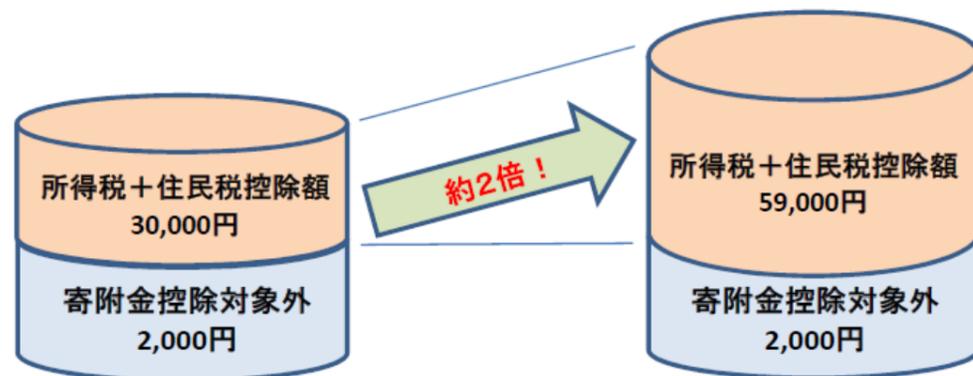


確定申告が必要！

8,000円の税金(所得税、住民税)が控除される！

住民税の特例控除額(所得割額1割⇒2割)の上限引き上げ

《例題》配偶者のみ扶養(1人)の給与所得者500万円の一定上限内は…



難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話] 090-1676-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)

✉ t-namba@sirius.ocn.ne.jp

TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818

🌐 http://namba-one.com/

発行: 難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所

あなたレター

ナンちゃん先生の

2015年 5月版



ゲンキdeバリバリ  
笑顔でニッコリ通信

チャレンジ



● さわやかな五月になりました。ゴールデンウィークもあり、楽しい月となりそうです。皆様方も人生をエンジョイしておられることと思います。

● 難波総合事務所も、お客様に喜んでいただけるように、税法の研修や社会保険の研修に努めております。またスタッフ全員が目標を定め、**国家資格や検定試験**などに**チャレンジ**しております。

● 一日一日を大切に、効率よく業務遂行をしましょう。人生一度きり。皆様と共に楽しい人生にしようではありませんか。**目標↓努力↓達成**のパターンで**自己研鑽**の継続により人生を素晴らしいものに変えていきましょう。



2015年5月の主な予定

◆ 5月11日 ◆

・ 11日: 源泉所得税の納期限(毎月納付)

◆ 5月 ◆

・ 末日: 自動車税の納付

◆ 随時 ◆

・ 雇用保険の資格取得又は資格喪失  
・ 社会保険の資格取得又は資格喪失

今月号の特集

- ふるさと納税が変わりました
- 万一のことが起こった際のチェックシート
- 介護保険料率が引き下げられました

めかぶ茶をご用意して、お待ちしております。



《5月の花》

花名: **ガザニア**

花言葉: **あなたを誇りに思う**

## 介護保険料率が引き下げられました

平成27年4月分（5月納付分）からの介護保険料率が変わりました。

対象者は **40歳以上65歳未満の方** です。（社会保険適用事業所に限る）

都道府県によって介護保険料率が多少異なりますので、以下の表にまとめました。

	変更前	⇒	変更後
滋賀県	11.69%	⇒	11.52%
大阪府	11.78%	⇒	11.60%
京都府	11.70%	⇒	11.62%
兵庫県	11.72%	⇒	11.62%

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせ下さい！

## 編集後記 今年も高槻ジャズストリートが開催されます！



難波事務所は高槻ジャズストリートに協賛しています！

発行：難波税理士・行政書士・社会保険労務士事務所  
 住所：大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号  
 電話：075-961-0812  
 FAX：075-961-0818  
 E-MAIL：t-namba@sirius.ocn.ne.jp  
 WEB：http://namba-one.com/



## 万一のことが起こった際のチェックシート

チェックポイント	チェック項目			
	1 後継者の有無	後継者あり(又は予定あり) ----- 後継者なし		
2 売上高の影響	なし	1~2割減少	2~3割減少	半分以下
3 利益への影響	なし	半分程度減少	赤字	大幅な赤字
4 資金繰りへの影響	なし	悪化するが、固定費の検出は可能	固定費検出には資産の売却が必要	固定費の検出が困難
5 借入金への影響	ほとんど影響はない			
借入れ条件 (担保・保証)	月々の返済資金の確保が困難			
	早期返済を求められる可能性あり			
	新規借入れが困難になる可能性あり			
	経営者の本人保障 配偶者等の連帯保証 公的信用保証(信用保証協会) 物的担保(土地建物)			
6 死亡・リタイア時の退職金準備状況	準備できている			
家族生活への影響	在任年数が短く、家族が受け取る退職金は少額			
	準備していない、又は準備額が少額			
	なし	悪化するが、生活費の検出は可能	子供の教育資金に支障が出る	生活費の検出が困難

難波事務所は、お客様に万一のことが起こった際の人的リスク対策の提案に取り組んでおります。